



# 税金

## 個人市県民税・森林環境税

### 問 本 市民税課

個人市県民税および森林環境税※は、前年中(1月～12月)に一定の所得がある方で、1月1日現在市内に住所のある方に納めていただく税金です。

また、市外に住所がある方で、1月1日現在市内に事務所・事業所・家屋敷を有する方は、個人市県民税の均等割のみ納めていただきます。

区分	均等割	所得割
個人市民税	3,000円	6%
個人県民税	1,000円	4%
森林環境税(国税)	1,000円	

※令和6年度から森林環境税の課税が始まります。森林整備やその促進に充てるため、年額1,000円を個人市県民税均等割と併せて納めていただきます。

## 法人市民税

### 問 本 市民税課

市内に事務所・事業所・寮などを有する法人等に納めていただく税金で、資本金等の金額と従業員数に応じて負担していただく均等割と、法人税額に応じて負担していただく法人税割があります。

## 固定資産税・都市計画税

### 問 本 資産税課

#### ○ 納める方

- 固定資産税 1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方
- 都市計画税 1月1日現在、市街化区域内に土地や家屋を所有している方

#### ○ 税額の算出方法

- ①固定資産を評価してその価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定します。決定された価格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます(土地や家屋の価格は、原則として3年ごとに見直します)。
- ②固定資産税と都市計画税の課税標準額は、固定資産課税台帳に登録した価格になります(住宅用地に対する課税標準の特例などがあります)。
- ③算出方法  
固定資産税: 課税標準額の合計×税率1.4% = 税額  
都市計画税: 課税標準額の合計×税率0.2% = 税額

#### ○ 縦覧制度

固定資産税の納税者は、毎年4月から5月末日までの間に土地や家屋の縦覧帳簿により、市内の固定資産の価格を縦覧できます(償却資産は除く)。

#### ○ 新築住宅に対する減額

床面積が一定の要件を満たす住宅を新築すると一定期間、固定資産税の一部が減額されます。

#### ○ 償却資産の申告

1月1日現在の事業用資産所有状況を、その年の1月31日までに申告してください。

#### ○ 次のような場合はご連絡ください

- 住宅の新築や増築、改築、取り壊しなどがあったとき
- 家屋の用途を変更したとき
- 市内に資産を所有している方が、海外に転出するとき
- 土地や家屋の所有者が死亡し、すぐに相続登記ができないとき

## 軽自動車税(種別割)

### 問 本 市民税課

毎年4月1日現在、原動機付自転車・軽自動車・軽二輪・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している方に納めていただく税金です。



## 税金に関する証明等

**問** 本 市民税課、資産税課、収納課  市民係

名称	交付・相談窓口		手数料		
	市役所	行政センター			
所得に関する証明(所得・課税・非課税)	本 市民課 (総合窓口) ※1	 市民係	1件 300円		
納税証明			1税目 1年度300円		
軽自動車税(種別割)納税証明(車検用)			無料		
土地・家屋(固定資産税)に関する証明	本 資産税課	 市民係	1筆または1棟300円 1筆または1棟増すごとに50円加算		
名寄せ帳			閲覧	1枚 200円(縦覧期間は無料)	
			写しの交付	1枚 300円	
地番現況図			閲覧	—	1枚 200円
			写しの交付	—	1枚 300円
住宅用家屋証明	—	—	1件 1,300円		
個人事業開業届出済証明、法人事業届出済証明	本 市民税課	—	1件 300円		

※1 本 市民課(総合窓口)では、交付のみの対応となります。内容につきましては、本 市民税課(所得に関する証明)、本 収納課(納税証明、軽自動車税(種別割)納税証明(車検用))での対応となります。

※本人または本人と同一世帯の親族の方が請求することができます(本人確認書類が必要)。

※代理人が請求する場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

※本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

## 税金の納付

**問** 本 収納課

### 市税等の納期

税目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
個人市県民税・森林環境税(普通徴収)				1期		2期		3期			4期		
固定資産税・都市計画税			1期		2期				3期		4期		
軽自動車税(種別割)			全期										
国民健康保険税(普通徴収)					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

※納期限は、各期の月末(12月は25日)です(ただし、納期限が休日にあたるときは翌日)。

### 納付場所

市役所、各行政センター、久喜市指定金融機関、収納代理金融機関

コンビニエンスストア(納税通知書に記載された利用期限を過ぎたものはお取り扱いできません)

※詳しくは納税通知書の裏面をご覧ください。

### 口座振替納付

納付は安全・便利・確実な口座振替をご利用ください。

取扱金融機関	久喜市指定金融機関および収納代理金融機関 ※金融機関については納税通知書の裏面をご覧ください。
口座振替の手続き	取扱金融機関の窓口でお申し込みください。 必要なもの… <input type="checkbox"/> 預金通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 預金口座届出印 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書・申込書

※納期ごとに納期限の日が振替日となりますので、前日までに残高の確認をお願いします。

### その他の納付方法

● ペイジー(Pay-easy)

● エルタックス(eLTAX)

※詳しくは、納税通知書同封のチラシや市ホームページをご覧ください。

